

【労務】賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和5年）が公表されました

厚生労働省は、令和5年に賃金不払が疑われる事業場に対して実施した監督指導の結果を公表しました。全国の労働基準監督署が取り扱った事案の件数や対象労働者数、未払賃金の総額など、詳細なデータが明らかにされています。また、是正事例や送検事例も紹介されており、賃金不払問題の現状と対策について理解を深めることができます。本記事では、監督指導結果のポイントと是正事例を一部抜粋してご紹介いたします。

■ 監督指導結果のポイント

1 令和5年に全国ので取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額（※1,2）

(1) 件数	21,349 件（前年比 818 件増）
(2) 対象労働者数	181,903 人（同 2,260 人増）
(3) 金額	101 億 9,353 万円（同 19 億 2,963 万円減）

2 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和5年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況（※3）

(1) 件数	20,845 件（97.6%）
(2) 対象労働者数	174,809 人（96.1%）
(3) 金額	92 億 7,506 万円（91.0%）



- ※1 令和5年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。
- ※2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。
- ※3 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

■ 監督指導による是正事例（令和5年／業種：食料品製造業）

【事案の概要】

時間外労働を行っているにもかかわらず36協定届が未届であるとの情報を受け、労働基準監督署が立入調査を実施したところ以下の実態が認められた。

- ◆月60時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率（50%以上）を下回る割増率で計算されていた。
- ◆割増賃金の基礎として算入すべき賃金（役職手当、精勤手当等）を除外して割増賃金が計算されていた。
- ◆一部の労働者に対して固定残業代として、月40時間分の割増賃金が支払われていたが、40時間を超過した時間については割増賃金が支払われていなかった。

【労働基準監督署の指導】

- ◆割増賃金の適正な支払いについて是正勧告（労働基準法第37条第1項違反）
 - ①月60時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率（50%以上）で計算して、支払うこと。
 - ②割増賃金の基礎として算入しなければならない賃金を全て足し上げた上で、割増賃金を再計算し、実際の支払額との差額を支払うこと。
 - ③月40時間を超える時間外労働に対する割増賃金を再計算し、固定残業代として支払った割増賃金額との差額を支払うこと。

【その後の事業場の対応】

- ◆過去に遡って正しい単価で割増賃金を再計算し、不足が生じていた労働者に対して、追加で差額の割増賃金を支払った。